



中小受託取引適正化法（下請法改正法）

令和 7 年 6 月
公正取引委員会
企業取引課

- 下請法の正式名称は、「**下請代金支払遅延等防止法**」（昭和31年制定）。
- 法目的は、**下請取引の公正化と下請事業者の利益保護**。

下請法の適用対象

<①取引の内容>

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

<②資本金区分>

物品の製造・
修理委託の
場合

親：資本金3億円超

下請：資本金3億円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超3億円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

情報成果物作成・
役務提供委託の
場合

親：資本金5千万円超

下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)

親：資本金1千万円超5千万円以下

下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

義務・禁止行為

- **親事業者の義務**：発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為**：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買ったたき等

「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (抜粋)

(令和6年6月閣議決定)

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 (抜粋)

(令和6年6月閣議決定)

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (抜粋)

(令和6年11月閣議決定)

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」 (座長：神田秀樹東京大学名誉教授)

(令和6年7月～12月)

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討 (公正取引委員会・中小企業庁の共催)
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ公表

- **デフレがもたらした経済の姿**
- **我が国の経済は長期にわたりデフレの状況**
 - 1990年代以降、**物価や賃金がほぼ横ばいで推移**（諸外国では上昇）
 - 物価や賃金の据置きは、平均値として観察されるだけでなく、**個々の商品価格や賃金が据え置かれてきた**ことに特徴
- こうした**経済のシステムといえるまでに組み込まれた「価格据置き型経済」**の下では、
 - コスト上昇局面でも製品やサービスの**価格への転嫁が困難**。**取引の立場の弱い受注者（中小企業・小規模事業者）が負担を負う構造**。**「賃上げと成長の好循環」**を実現していく上での課題。
 - **企業や労働者の行動を萎縮**させ、また、**経営努力もコストカット型**が中心に。革新的な商品やサービスを生む**イノベーションの力を削ぐ一因**に。
 - イノベーションが生じないために経済が伸び悩み、そのことが更にイノベーションを停滞させるという**「悪循環」**。

○ **デフレ型商慣習からの脱却**

- 「価格据置き型」経済を生んだ一因として**企業の商慣習の課題**がある。
 価格を始め、取引条件を交渉で決めることが前提とされる**市場メカニズムが有効に機能しなくなっている可能性**。
 - 自社の製品価格を据え置き、様々な負担を取引先や労働者に求める商慣習
- こうした**商慣習の見直し**は、個別取引における**個別企業の経営の健全化につながる**だけでなく、市場メカニズムの機能回復を通じて**経済全体のダイナミズム向上に資する**。
- 他方、**原材料価格の高騰や賃上げ等への対応**が重要課題となる中で、**価格転嫁の動き**も生じてきている。しかし、
 - 全体としては転嫁の動きがみられるものの、全く転嫁できていない企業もなお存在するなど、**転嫁状況の二極化**の傾向
 - 一次から二次、三次と**サプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁の動きが鈍い**
 - コストに占める**労務費の割合が高い**サービス産業等における**価格転嫁の動きが鈍い**

といった課題もみられる。

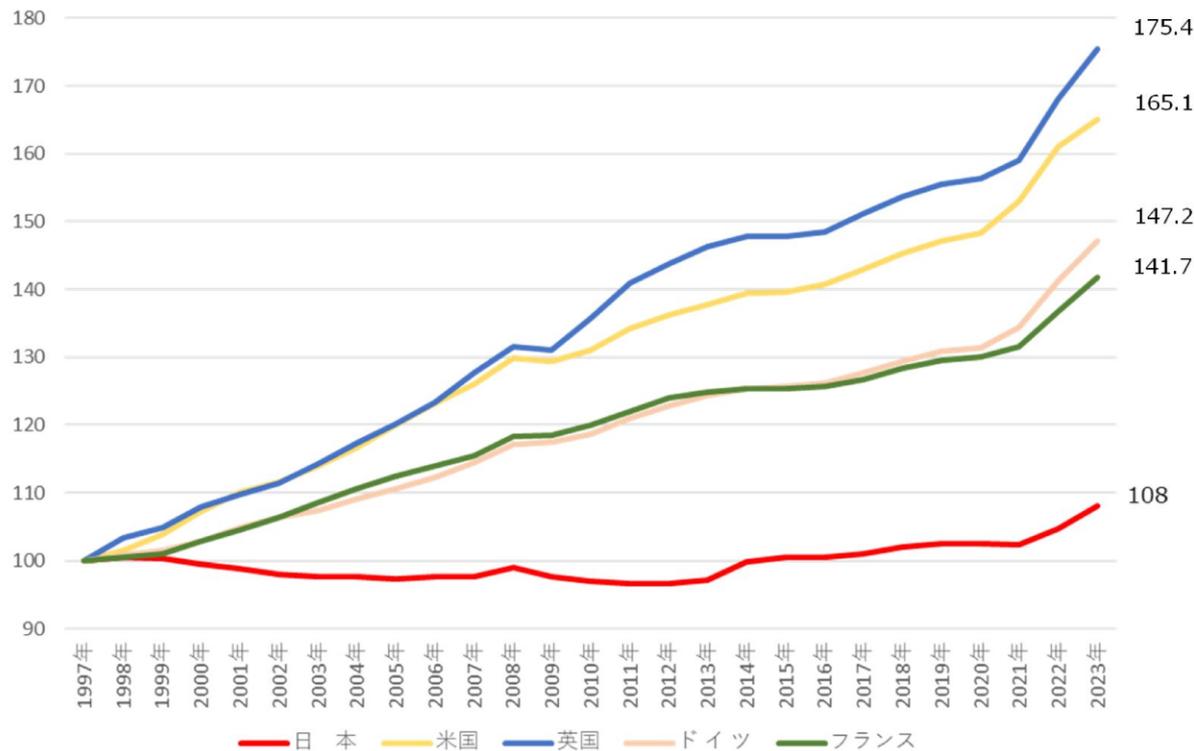
○ 本研究会における検討

- 価格転嫁や賃上げの動きもみられるようになってきているが、適正な取引環境を整備していくためには、このモメンタムを一過性のものとはせず、維持していく必要。
- 下請法は主要な改正が行われてから約20年が経過しており、「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」に向けた取引環境の整備という観点からも、十分な内容となっているか検討が必要である。
- そこで、本研究会においては、下請法を中心に、優越的地位の濫用規制の在り方について、現状の課題とその対応案について検討を行った。

我が国の物価の上昇率は、過去20年間以上の長期にわたり、主要国に比べ低い水準にとどまる。
※我が国の企業物価指数も同様に低い水準にとどまる。

消費者物価指数
(1997年 = 100)

消費者物価指数の国際比較

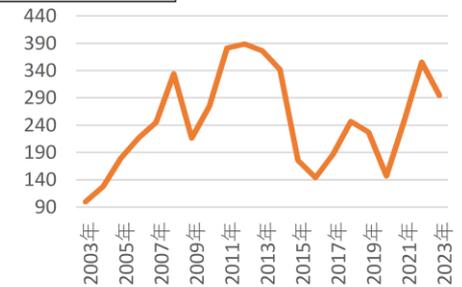


(出所) 総務省「消費者物価指数」参考表を基に企業取引研究会事務局で作成。

(参考) 原材料価格の動向

原油価格
(2003年 = 100)

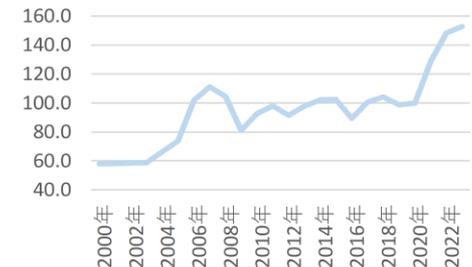
原油価格の動向



(出所) OPEC Basket Price を基に企業取引研究会事務局で作成。

非鉄金属価格
(2020年 = 100)

非鉄金属価格の動向

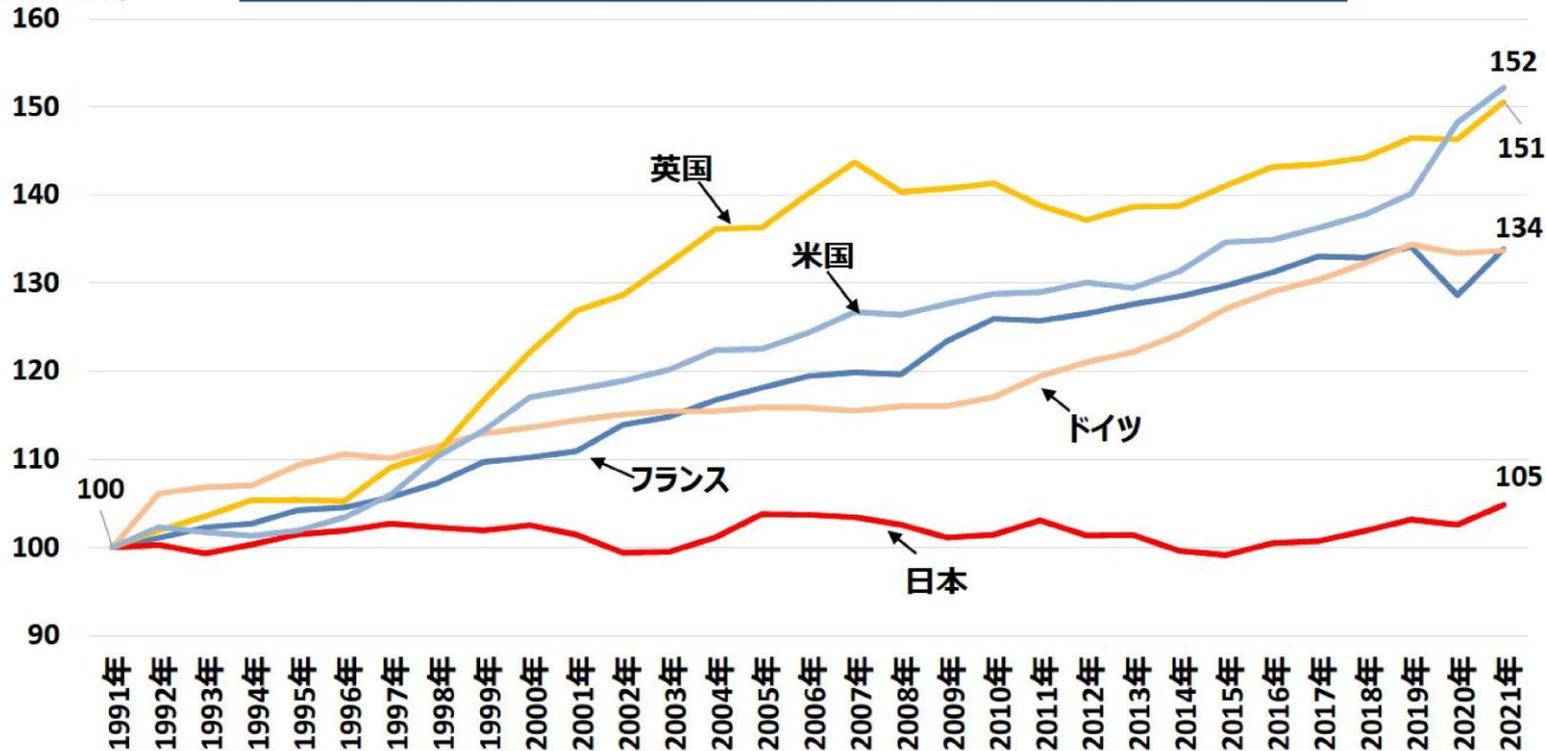


(出所) 企業物価指数を基に企業取引研究会事務局で作成。

先進国の1人あたり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍にとどまる。

1人あたり
実質賃金
(1991年=100)

1人あたり実質賃金の伸び率の国際比較 (1991年=100)



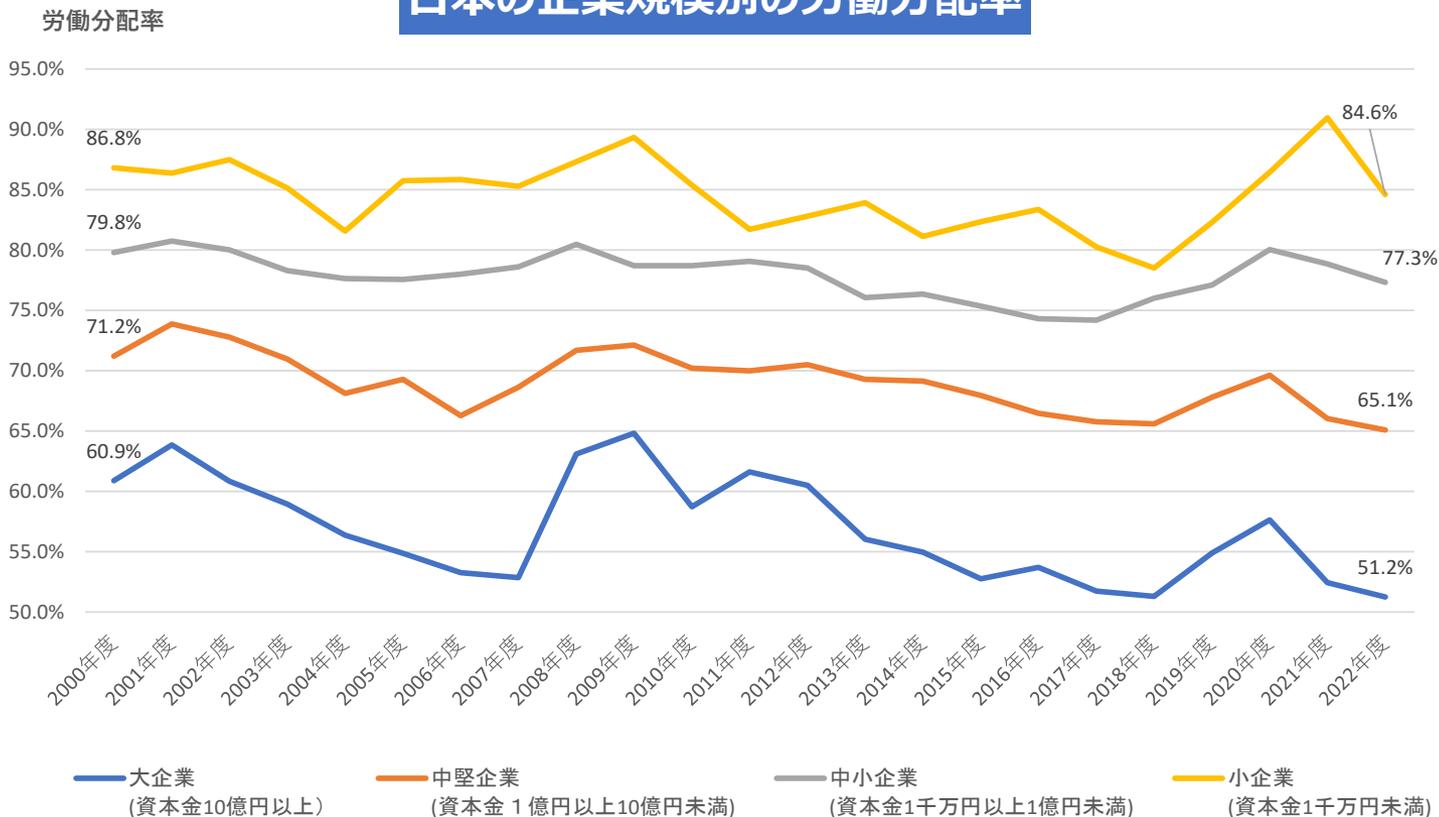
(注) 2021年の米国ドル (購買力平価ベース) により実質化した値。国民経済計算における「賃金・俸給」を雇用者数で割った上で、雇用者の平均週労働時間に対するフルタイム雇用者の平均週労働時間の割合を乗じて計算された数値。

(出所) OECD.Statを基に作成。

(出所) 内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 基礎資料 (令和5年2月15日)

労働分配率を企業規模別に見ると、小企業及び中小企業における数値が高い。

日本の企業規模別の労働分配率



【減少の様子】

- 小企業 ▲2.2%
- 中小企業 ▲2.5%
- 中堅企業 ▲6.1%
- 大企業 ▲9.7%

(注) 労働分配率：付加価値額に占める人件費（従業員給与＋従業員賞与＋役員給与＋役員賞与＋福利厚生費）の割合。
(出所) 財務省「年次別法人企業統計調査」を基に企業取引研究会事務局で作成。

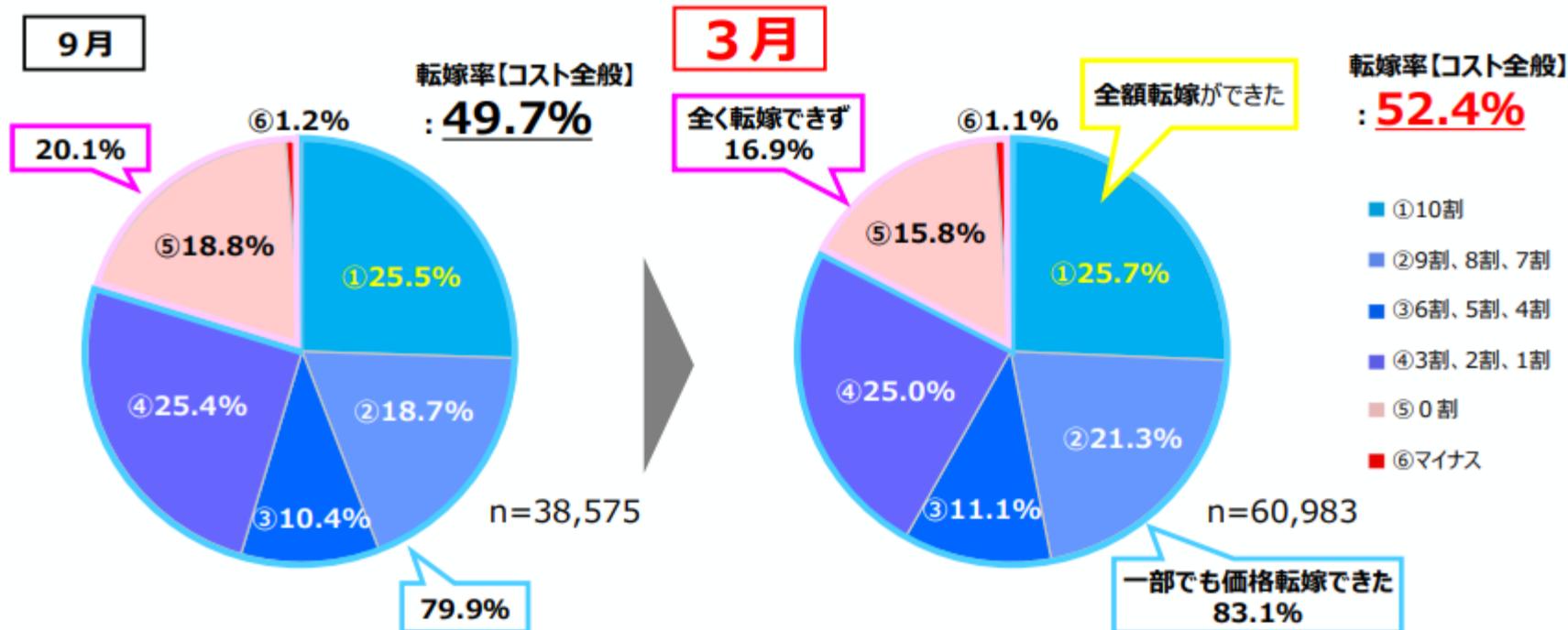
(参考) 価格転嫁の状況

(中小企業庁 価格交渉促進月間 (2025年3月) フォローアップ調査結果 抜粋)

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加 (前回49.7%→52.4%)。
- 「一部でも転嫁できた」割合 (①②③④) は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合 (⑤⑥) は減少 (前回20.1%→16.9%)。
 - 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和8年1月1日

〈規制の見直し〉

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

(2) 手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

(3) 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

(4) 従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

(5) 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・ 題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」

⇒ 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

- ・ 用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒ 「中小受託事業者」、 「親事業者」⇒ 「委託事業者」等

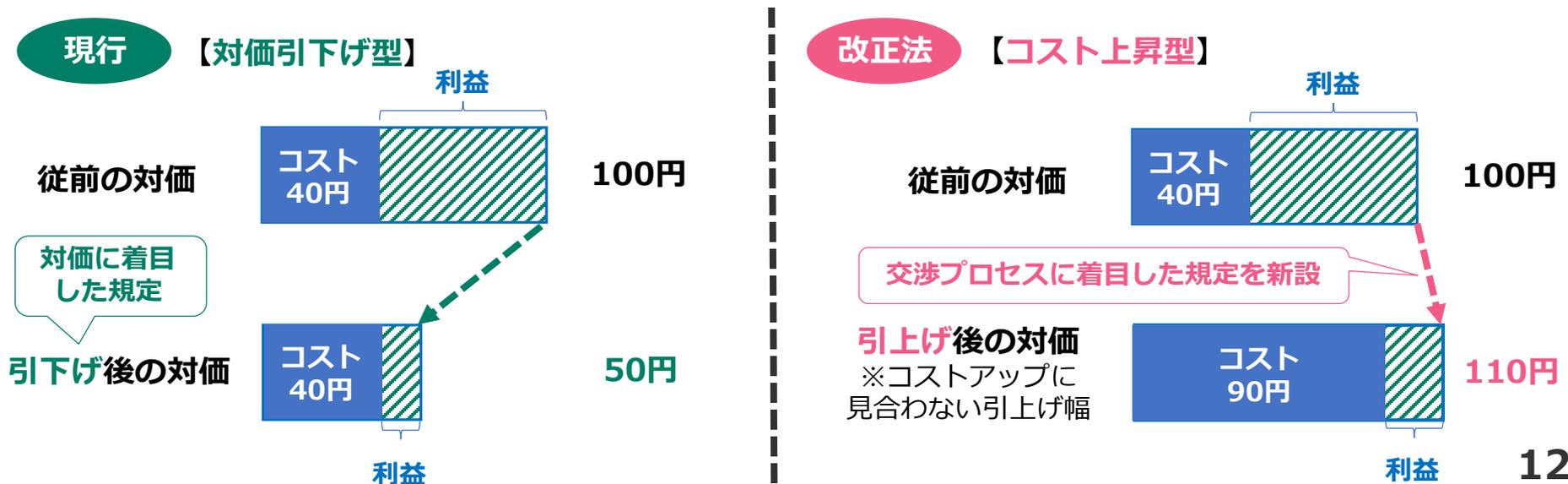
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改正内容

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

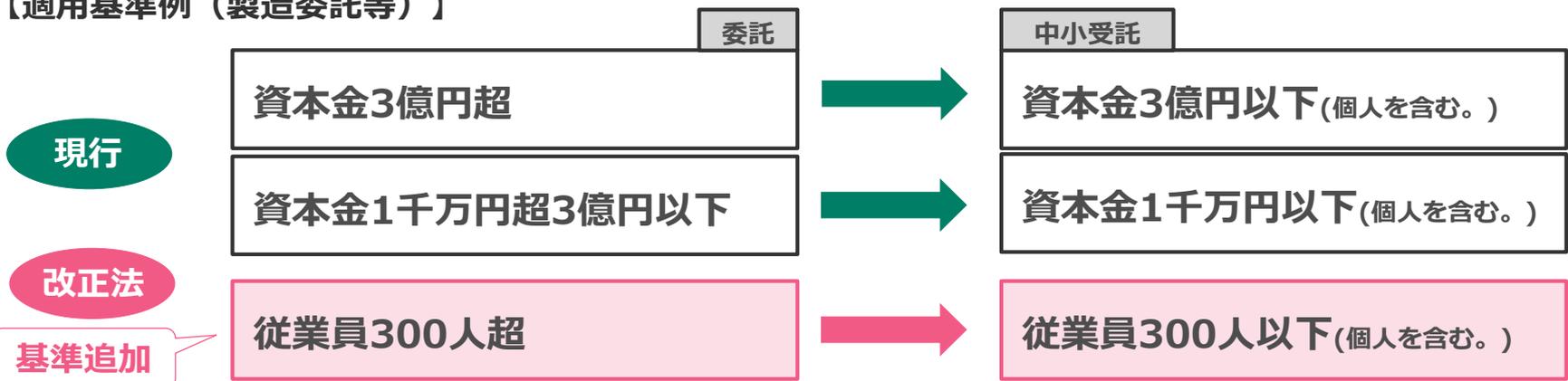
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。**
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- ◆ 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。**

【適用基準例（製造委託等）】



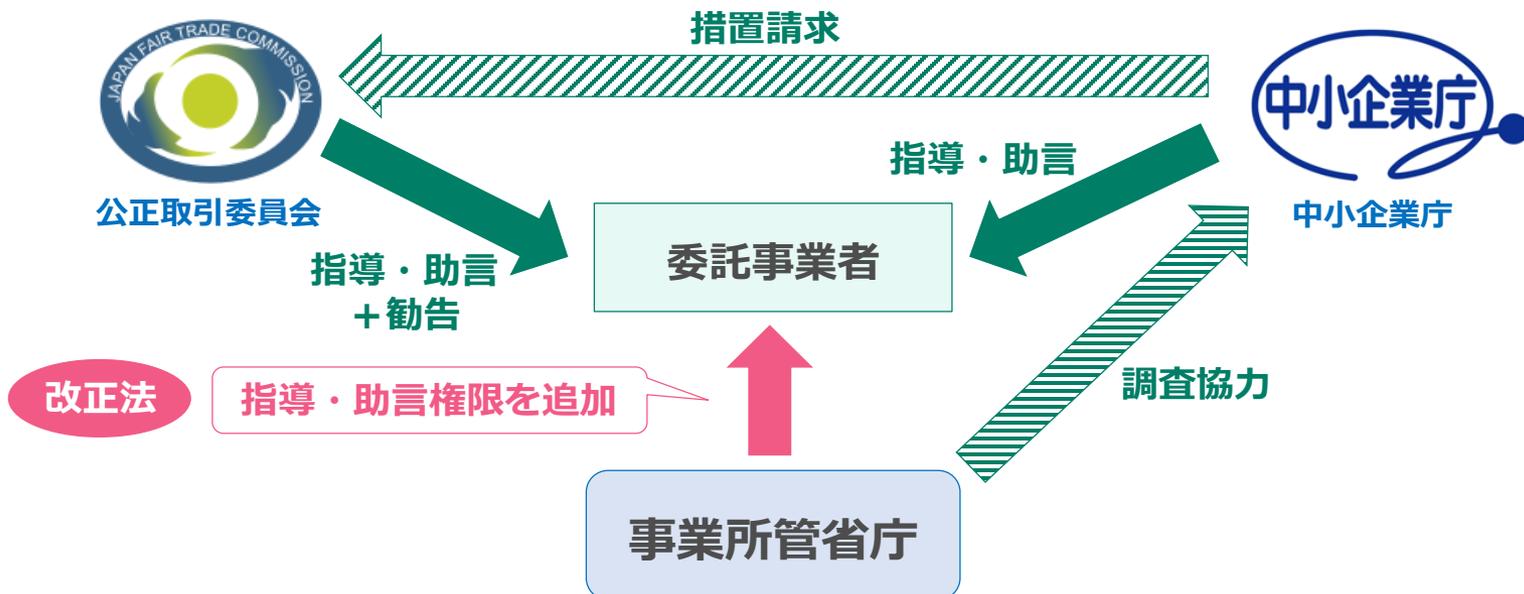
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

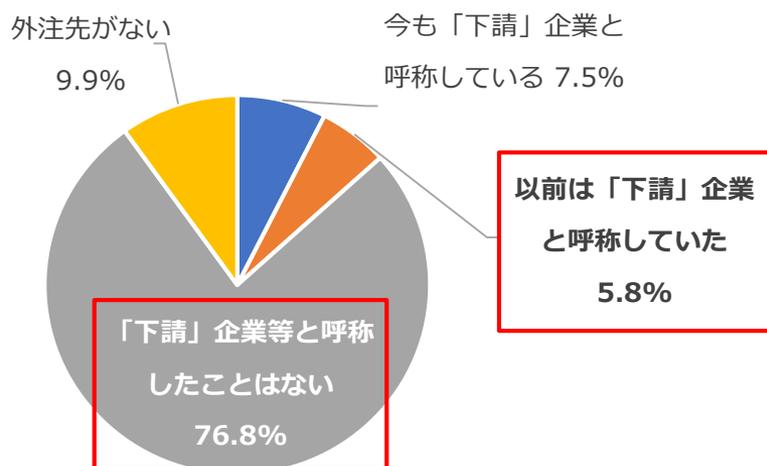
- 本法における「下請」という用語は、**発注者と受注者が対等な関係ではないという語感**を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、**発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている**。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

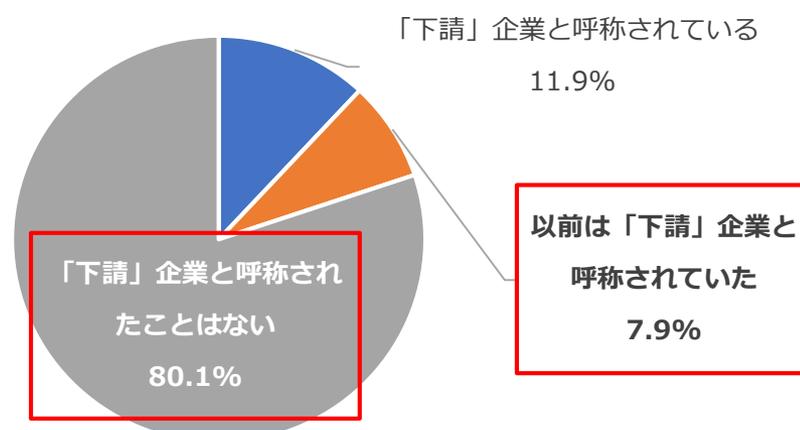
外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)

【受注者としての声】



⑦ その他の改正事項

改正理由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、**木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。**
- 書面交付義務について、**下請事業者から事前の承諾を得たときに限り**、書面の交付に代えて、**電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。**
- 下請代金の**支払遅延については**、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、**遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない。**
- 受領拒否等をした親事業者が**勧告前に受領等をした場合**や、支払遅延をした親事業者が**勧告前に代金を支払った場合**に、**勧告ができるかどうかの規定上明確となっていない。**

改正内容

- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、**金型と同様に製造委託の対象物として追加**する。
【新第2条第1項関係】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により提供可能**とする。
【新第4条関係】
- ◆ **遅延利息の対象に減額を追加**し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。
【新第6条第2項関係】
- ◆ **既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備**し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。
【新第10条関係】

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M & Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。**中小受託取引適正化法の執行体制を強化する**とともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を進める。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①**地方の中小・小規模事業者にとって重要な**官公需における対策等を含めた**価格転嫁・取引適正化の徹底**、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M & Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4兆円（2023年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、**価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により**、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、**関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。**

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、**中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である**。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、**中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する**。

① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、**下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し**、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

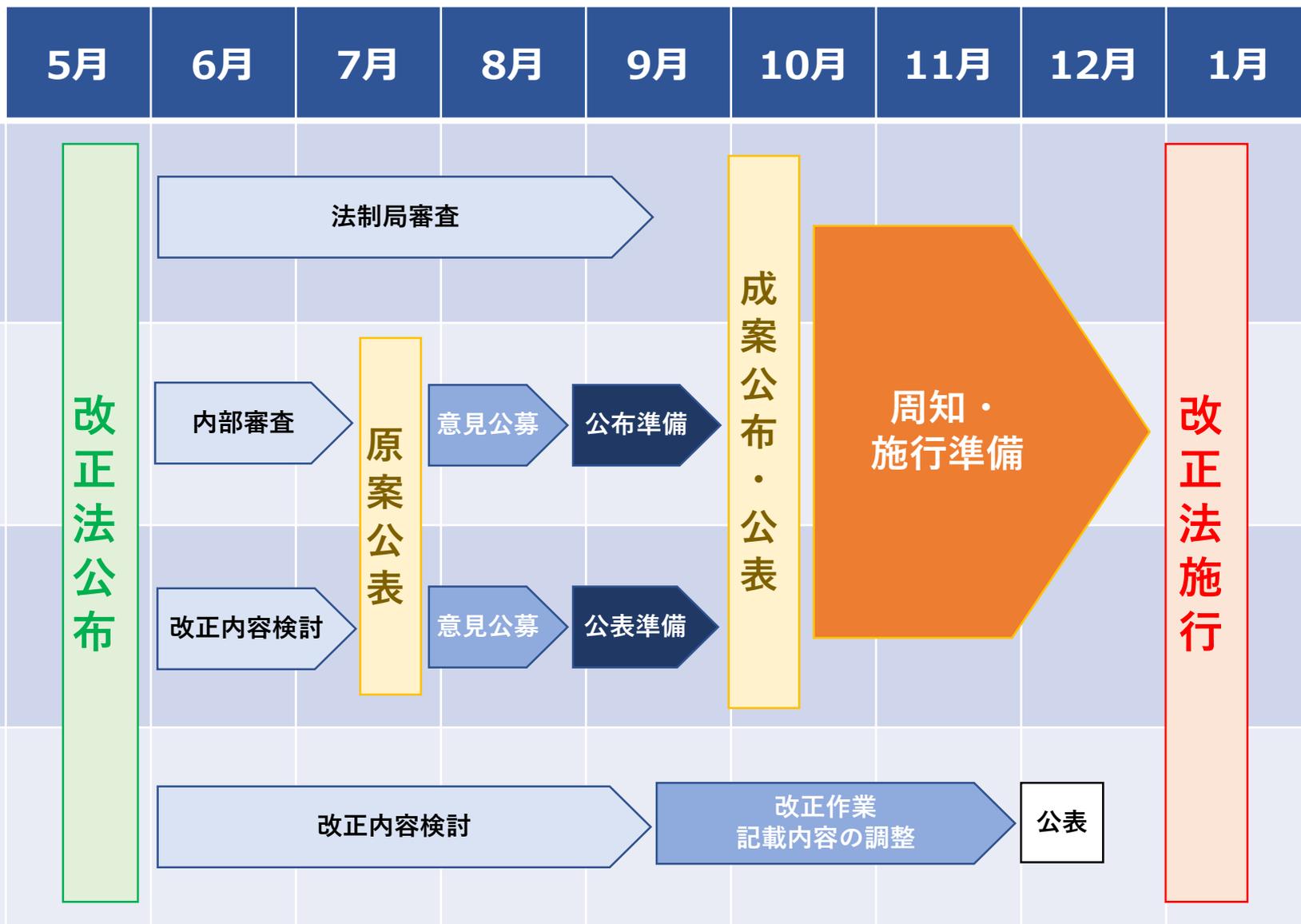
取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、**公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化**に加え、**中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する**。

③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点22業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で321か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。



中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！



The screenshot shows the homepage of the Japan Fair Trade Commission. At the top, there is a navigation bar with the logo and name of the commission, social media icons, and a search bar. Below this is a main menu with various categories such as Home, About the Commission, Reporting and Publicity, Prohibition of Monopoly, Petition, Freelance, Software, and CPRC. A prominent banner features the text "公正で自由な競争が 持続的な成長と生活水準を 向上させる" (Fair and free competition leads to sustainable growth and improvement of living standards). Below the banner are several featured articles, with the first one highlighted by a red box and a mouse cursor. This article is titled "取引適正化に向けた 公正取引委員会の取組" (Measures of the Japan Fair Trade Commission towards transaction fairness) and is related to "競争の活性化に関する提言 (アドボカシー活動)" (Recommendations on revitalizing competition (advocacy activities)). Other articles include "デジタル分野における 公正取引委員会の取組" (Measures of the Japan Fair Trade Commission in the digital field) and a notice about new laws for freelancers starting from November 1, 2024.